平成30年1月18日

緊急時対策支援システム(ERSS)の伝送停止について

原子力規制庁は、1月18日1時40分、運転停止中の日本原子力発電東海第二発電 所に係る緊急時対策支援システム(ERSS)のプラント情報表示システム(※)におい て、0時42分以降のデータ伝送が一部停止していることを確認しました。

障害等は、日本原子力発電の伝送ネットワーク等において発生したものであり、原子力規制庁は、日本原子力発電に対し、システムの復旧を要請するとともに、システムの復旧までの間のプラントパラメータ情報は、電話、FAX又は電子メール等の手段により原子力規制庁に送付するよう要請しました。経過については別紙の通りです。

なお、本件は、原子力施設のトラブルに関するものではありません。

※格納容器内の圧力や温度等の原子力施設のプラント情報をモニタに表示するためのシステムのこと。

原子力規制庁 長官官房 緊急事案対策室

室長:金子

担当:村田、小林

電話: 03-5114-2121

<概要>

- 1. 原子力規制庁は、1月18日1時40分、運転停止中の日本原子力発電東海第二発電 所に係る緊急時対策支援システム(ERSS)のプラント情報表示システムにおいて、 0時42分以降のデータ伝送が一部停止していることを確認しました。
- 2. 障害等は、日本原子力発電の伝送ネットワーク等において発生したものでした。現在までに次の事実関係が確認されており、調査・復旧を進めているところです。
 - プロセス計算機には運転停止中の原子炉施設からのプラントパラメータ情報が問題なく集約されていること。
 - プロセス計算機と緊急時伝送システム(SPDS)の伝送回線にある防護装置(セキュリティのためデーター方向のみに流れる様にする機器)にエラー表示があり、この機器に障害が発生したものと推定。
- 3. 原子力規制庁は、日本原子力発電に対し、システム復旧を要請するとともにシステムの復旧までの間のプラントパラメータ情報は、電話、FAX 又は電子メール等の手段により原子力規制庁に送付するよう、日本原子力発電に要請し、電子メールによる情報の入手を継続しています。